

株式会社ABCフーズサービス 御中

企業貢献シート

2024年3月



HELLObase

【1】決算書概要

	前期	当期	前期比	勘定科目	前期	当期	前期比
現金	0	0	0	支払手形	0	0	0
預金	50,965,092	49,562,210	▲ 1,402,882	買掛金	11,867,543	13,721,871	1,854,328
Ⓐ現金・預金合計	50,965,092	49,562,210	▲ 1,402,882	Ⓑ仕入債務合計	11,867,543	13,721,871	1,854,328
受取手形	0	0	0	前受金	0	0	0
売掛金	26,867,543	26,875,086	7,543	未払金・未払給与	5,034,567	5,069,134	34,567
Ⓑ売上債権合計	26,867,543	26,875,086	7,543	未払法人税等	205,000	894,700	689,700
Ⓒ有価証券合計	0	0	0	未払消費税等	0	0	0
Ⓓ当座資産合計Ⓐ～Ⓒ	77,832,635	76,437,296	▲ 1,395,339	預り金・仮受金	0	0	0
商品	6,543,210	9,876,251	3,333,041	短期借入金(役員借入)	0	0	0
仕掛品・原材料	0	0	0	短期借入金(外部調達)	0	0	0
Ⓔ棚卸資産合計	6,543,210	9,876,251	3,333,041	上記以外の他流動負債	6,567,852	7,353,064	785,212
仮払金	0	0	0	①他流動負債合計	11,807,419	13,316,898	1,509,479
短期貸付金	0	0	0	②流動負債合計④①	23,674,962	27,038,769	3,363,807
前渡金・前払費用・未収入金	0	0	0	長期借入金(役員借入)	0	0	0
上記以外の流動資産	0	0	0	長期借入金(外部調達)	108,564,000	97,707,600	▲ 10,856,400
Ⓕ他流動資産合計	0	0	0	社債・リース債務	0	0	0
Ⓖ流動資産合計Ⓓ～Ⓕ	84,375,845	86,313,547	1,937,702	上記以外の固定負債	9,807,650	1,401,093	▲ 8,406,557
建物・付属設備・構築物	108,965,430	101,599,404	▲ 7,366,026	③固定負債合計	118,371,650	99,108,693	▲ 19,262,957
機械・工具器具備品・車両運搬具	37,356,000	34,129,454	▲ 3,226,546	④負債合計③③	142,046,612	126,147,462	▲ 15,899,150
土地	0	0	0	⑤資本金合計	50,000,000	50,000,000	0
上記以外の有形固定資産	0	0	0	⑥資本剰余金合計	5,000,000	5,000,000	0
Ⓗ有形固定資産計	146,321,430	135,728,858	▲ 10,592,572	⑦利益剰余金合計	34,650,663	41,894,943	7,244,280
ソフトウエア	0	0	0	⑧自己株式	0	0	0
上記以外の無形固定資産	0	0	0				
⑨無形固定資産計	0	0	0				
投資有価証券・出資金	0	0	0				
長期貸付金	0	0	0				
敷金・差入保証金	0	0	0				
長期前払費用	0	0	0				
保険積立金	0	0	0				
上記以外の投資等	1,000,000	1,000,000	0				
⑩投資その他資産合計	1,000,000	1,000,000	0				
⑪固定資産合計Ⓗ～⑩	147,321,430	136,728,858	▲ 10,592,572	⑪純資産合計	89,650,663	96,894,943	7,244,280
⑫繰延資産合計	0	0	0	⑫負債・純資産合計⑪⑪	231,697,275	223,042,405	▲ 8,654,870
⑬資産合計⑩⑫	231,697,275	223,042,405	▲ 8,654,870	⑬負債・純資産合計⑪⑪	231,697,275	223,042,405	▲ 8,654,870

勘定科目	前期	当期	前期比	販売管理費内訳(詳細)	前期	当期	前期比
①売上高合計	331,456,789	367,825,311	36,368,522	⑬人財費	役員報酬	12,000,000	12,000,000
②期首商品棚卸高	7,456,789	10,543,210	3,086,421	給料手当	99,881,911	106,982,711	7,100,800
③当期商品仕入高	106,437,036	110,347,959	3,910,923	雑給	0	0	0
④期末商品棚卸高	10,543,210	9,876,251	▲ 666,959	賞与・退職金	10,649,623	17,898,110	7,248,487
⑤売上原価=②+③-④	103,350,615	111,014,918	7,664,303	法定福利費	15,282,288	17,097,460	1,815,172
⑥売上総利益金額=①-⑤	228,106,174	256,810,393	28,704,219	福利厚生費	0	0	0
⑦(参考)粗利益率	68.8%	69.8%	1.0%	通勤旅費	0	0	0
⑧販売管理費計=⑬～⑯	230,815,892	246,592,578	15,776,686	採用教育費	0	0	0
⑨営業利益金額=⑥-⑧	▲ 2,709,718	10,217,815	12,927,533	外注費・派遣外注費	8,876,543	9,328,111	451,568
⑩受取利息	32,095	32,275	180	広告宣伝費	0	0	0
⑪雑収入	0	0	0	交際費	2,234,567	2,435,467	200,900
⑫上記以外の営業外収益	0	0	0	会議費	0	0	0
⑬営業外収益合計=⑩～⑫	32,095	32,275	180	販売促進費	0	0	0
⑭支払利息	2,345,678	2,111,110	▲ 234,568	旅費交通費・車両費	2,345,678	3,345,671	999,993
⑮上記以外の営業外費用	0	0	0	荷造運賃	0	0	0
⑯営業外費用合計=⑭⑮	2,345,678	2,111,110	▲ 234,568	その他顧客費	0	0	0
⑰経常利益金額=⑨+⑬-⑯	▲ 5,023,301	8,138,980	13,162,281	通信費	0	0	0
⑱特別利益	0	0	0	消耗品費・事務用品費	1,234,567	1,817,677	583,110
⑲特別損失	0	0	0	修繕費	0	0	0
⑳税引前当期純利益=⑰+⑱-⑲	▲ 5,023,301	8,138,980	13,162,281	水道光熱費	22,930,100	21,893,001	▲ 1,037,099
㉑法人税等	205,000	894,700	689,700	新聞図書費	0	0	0
㉒当期純利益=㉑-㉒	▲ 5,228,301	7,244,280	12,472,581	リース料	0	0	0
想定年収400万円の換算社員数				地代家賃・賃借料	32,600,123	32,612,345	12,222
				衛生費・保守費	0	0	0
				減価償却費	12,500,367	10,592,572	▲ 1,907,795
				その他維持費	0	0	0
				㉓人財費	146,690,365	163,306,392	16,616,027
				㉔顧客費	4,580,245	5,781,138	1,200,893
				㉕店舗維持費	69,265,157	66,915,595	▲ 2,349,562
				㉖その他経費	10,280,125	10,589,453	309,328
				㉗販売管理費計=㉓～㉖	230,815,892	246,592,578	15,776,686
				㉘その他経費	123,456	99,821	▲ 23,635
				㉙販売管理費計=㉗～㉘	230,815,892	246,592,578	15,776,686

【2】現預金管理について

現預金の適切な管理は、企業の安定した運営に不可欠です。現金不足は支払いの遅延や信用の低下を引き起こし、一方で現金の過剰保有は投資機会を逃すリスクを伴います。このため、資金繰り表の作成を推奨します。資金繰り表により、将来の収入と支出を把握し、適切な資金計画を立てることで、資金不足の回避や余剰資金の有効活用が可能になります。資金繰り表を活用し、企業の健全な資金管理を実現しましょう。

	前期	当期	前期比
現金	0	0	0
預金	50,965,092	49,562,210	-1,402,882
現預金合計	50,965,092	49,562,210	-1,402,882
販売管理費合計	230,815,892	246,592,578	15,776,686

現預金に関する財務指標

	前期	当期	目安
現預金販管期間	2.6ヶ月	2.4ヶ月	3.0ヶ月
▶現預金保有が会社の月間販管費の何ヶ月となっているかを示す指標です。			
純現預金ポジション	-57,598,908	-48,145,390	少なくともプラス
▶現預金が有利子負債を超えているかどうかを示す指標。現預金が多ければ、純現金ポジションがプラスとなり、財務の安全性が高まる。			
フリーキャッシュフロー	107,805	10,137,120	少なくともプラス
▶会社が営業活動で得た現金から、借入金の返済や設備投資などの必要な支出を差し引いた後に、自由に使える現金を指します			

①資金繰り表を作成して、現預金管理をしますか？

希望する

希望しない

資金繰り表を通じて、貴社の資金管理をしっかりサポートいたします。資金不足のリスク回避や、必要な資金調達のタイミングと一緒に見極め、余剰資金の有効活用もお手伝いします。安心して経営判断ができるよう、寄り添いながら支援させていただきます。

【3】経営者保証解除について

経営者保証解除は、会社が融資を受ける際に経営者が個人的に負っている連帯保証を解除することを指します。解除のためには、経営者保証ガイドラインに基づき、法人と経営者の財産分離や財務基盤の強化、経営の透明性が求められます。これらの要件を満たすことで、経営者個人負担を軽減し、企業運営に専念できる環境が整えられます。

1)法人と経営者個人の分離の徹底

▶資産の所有やお金のやりとりに関して、法人と経営者が明確に区分・分離されている

	前期	当期	前期比
短期借入金(役員借入)	0	0	0
長期借入金(役員借入)	0	0	0
短期・長期貸付金	0	0	0
土地	0	0	0
建物・付属設備・構築物	108,965,430	101,599,404	-7,366,026

▶役員借入・貸付金の計上がないか、事業用不動産が経営者個人名義でないかを確認する必要があります。

2)財務基盤の強化

▶財務基盤が強化されており、法人のみの資産や収益力で返済が可能である

	前期	当期	目安
自己資本比率	38.7%	43.4%	30.0%
フリーキャッシュフロー	107,805	10,137,120	少なくともプラス

3)経営の透明性確保

▶金融機関に対し、適時適切に財務情報が開示されている

定期的な財務報告や経営情報の開示、適切な内部統制の実施を通じて、経営状況を明確にし、不透明な経営リスクを低減させることが重要です。また、外部監査や第三者の評価を受けることで、公平かつ客観的な経営評価を得ることも、透明性向上に繋がります。

②経営者保証ガイドラインに基づき、経営者保証の解除を希望しますか？

希望する

希望しない

貴社のさらなる成長と安定した経営のために、経営者保証の解除に向けた取り組みを一緒に進めてみませんか？経営者保証が解除されれば、個人としての負担が軽減され、より自由でリスクの少ない経営が可能となります。経営者保証ガイドラインに基づき、会社の財務基盤強化や、法人と個人の資産分離をサポートいたします。

【4】法個人の手取りを高めるための施策(役員退職金の活用)

法個人の手取りを高めることは、経営者の生活基盤を安定させ、将来に向けた資産形成やリスク対応力を強化するために重要です。適切な節税対策や資金の有効活用により、手取り額を増やすことで、個人としての財務状況が改善され、経営にも良い影響を与えます。手取りを増やす取り組みは、経営者個人の豊かさと企業の持続可能な成長に貢献する大切な要素です。

給与所得と退職所得における税制上の違いについて、退職所得が有利とされる理由には、退職所得控除や計算方法、さらには分離課税の適用といった特別な優遇措置があります。

1. 退職所得控除

退職所得には、退職時に一度だけ適用される退職所得控除という特別な控除があります。この控除により、退職金を受け取る際の課税負担が大幅に軽減されます。控除額は勤続年数に基づいて決定され、次の計算式で適用されます。

勤続年数が20年以下の場合: 1年につき40万円の控除

勤続年数が20年超の場合: 21年目以降は1年につき70万円の控除

例えば、勤続30年の退職者が退職金を受け取る場合、退職所得控除額は以下のように計算されます。

20年まで: $40\text{万円} \times 20\text{年} = 800\text{万円}$

21年目以降: $70\text{万円} \times 10\text{年} = 700\text{万円}$

合計: 1,500万円の退職所得控除

この控除を適用すると、退職金のうち課税対象となる金額が大幅に減少します。

2. 退職所得の計算方法

退職所得は、給与所得とは異なる計算方法が適用され、さらに優遇されています。退職所得の課税対象額は次のように計算されます。

退職所得 = (退職金 - 退職所得控除) ÷ 2

この「2分の1課税」が大きな特徴で、退職金の半分のみが課税対象となります。例えば、退職金が3,000万円で、退職所得控除が1,500万円の場合、課税対象となる退職所得は次のように計算されます。

$(3,000\text{万円} - 1,500\text{万円}) \div 2 = 750\text{万円}$

この750万円に対してのみ課税されるため、所得税の負担が大幅に軽減されます。

3. 分離課税の適用

退職所得は、他の所得と合算されることなく、分離課税として処理されます。これにより、退職所得は他の給与所得や事業所得と累積されることなく、独立した税率が適用され、退職金の受取時に課税が完了します。一方、給与所得は総合課税として扱われ、他の所得と合算されて累進課税が適用されます。この分離課税の仕組みにより、退職所得は他の所得に影響されず、課税負担が軽減される点で大きなメリットがあります。

4. 給与所得との比較

給与所得には退職所得控除のような特別な控除ではなく、また2分の1課税の優遇も適用されません。さらに、給与所得は総合課税として他の所得と合算され、累進課税が適用されるため、収入が増えるほど高い税率が適用されます。これに対し、退職所得は分離課税で処理され、大幅な控除と優遇措置があるため、同じ金額を受け取る場合でも、退職所得の方が税制上非常に有利です。

5. 住民税の優遇措置

退職所得は、所得税だけでなく、住民税においても分離課税が適用され、同様に「2分の1課税」が行われます。控除後の金額に対してのみ課税されるため、給与所得と比較して住民税も大幅に軽減されます。

下記は役員報酬1500万円を20年間給与所得として受け取った場合と、役員報酬1000万円を20年間給与所得として受け取り、退職金として1億円受け取った場合の比較シミュレーションです。(両者とも支払い総額は3億円です) 支払い総額は同じであっても将来の手取りが大きく異なることが下記シミュレーションから理解できます。個人の手取りだけではなく、法人の社会保険料負担も減少させることができます。

役員報酬と退職金のバランス例示 (イメージ)

現在年齢: 50歳

退職予定年齢: 70歳

役員在任年数: 20年

現在役員報酬年額: 1,000万円

役員個人手取額比較		
区分	役員報酬を1,500万円に増額する場合	役員報酬1,000万円、毎年500万円積立て、退職金で受け取る場合
役員報酬(額面)	¥15,000,000	¥10,000,000
社会保険料	¥1,444,284	¥1,179,756
厚生年金保険料	¥680,760	¥680,760
健康保険料	¥763,524	¥498,996
所得税・住民税	¥3,232,050	¥1,466,730
所得税	¥2,129,550	¥837,730
住民税	¥1,102,500	¥629,000
役員報酬(手取り) 累計	¥206,473,320	¥147,070,280
退職金(額面)		¥100,000,000
退職金にする所得税・住民税		¥20,837,984
役員報酬累計+退職金(手取り)	¥206,473,320	¥226,232,296
差額		¥19,758,976

法人負担額比較		
区分	役員報酬を1,500万円に増額する場合	役員報酬1,000万円、毎年500万円積立て、退職金で受け取る場合
社会保険料	¥1,444,284	¥1,179,756
厚生年金保険料	¥680,760	¥680,760
健康保険料	¥763,524	¥498,996
社会保険料累計額	¥28,885,680	¥23,595,120
差額		¥-5,290,560

③役員退職金を利用して、将来の手取りを増やすことを希望しますか?

希望する

希望しない

私たちは、貴社の状況に合わせて最適な退職金の設計や、退職時にどのように受け取るかについてのアドバイスを提供いたします。税制優遇を最大限に活用し、将来の手取りを最大化するための具体的なプランと一緒に考え、サポートさせていただきます。

【5】法個人の手取りを高めるための施策(出張旅費規程の活用)

出張旅費規程とは、従業員が業務で出張する際にかかる交通費、宿泊費、日当などの費用を会社が支給する際のルールを定めた規程です。この規程に基づいて支給される出張旅費は、一定の条件を満たせば非課税となり、経営者や従業員にとって税負担を軽減できるメリットがあります。適切に規程を整えることで、従業員が安心して出張できる環境を整え、税務リスクの回避にも役立ちます。

出張旅費規程を作成し活用することで、経営者の手取りを増やすための非常に効果的な施策となります。以下にその具体的なメリットと施策を解説いたします。

1. 旅費の支給で手取り増加

出張時に支給される「旅費」には、①交通費、②宿泊費、③出張手当が含まれます。これらの費用は非課税所得として扱われるため、給与とは異なり所得税や社会保険料の負担が発生しません。例えば、社長が年間50日出張し、1日2万円の出張手当が支給される場合、 $50 \times 2\text{万円} = 100\text{万円}$ が会社から非課税で支給されます。この100万円は、税負担なしに直接社長の手取りとなるため、収入を効果的に増加させることができます。

2. 会社にとっての経費圧縮

会社にとって「旅費」は全額経費として処理されるため、法人税の課税所得を圧縮し、法人税の軽減にもつながります。さらに、出張旅費は消費税の課税仕入れの対象となるため、消費税額の軽減効果も期待できます。例えば、100万円の出張旅費を支給した場合、消費税事業者であれば $100\text{万円} \times 10\% = 10\text{万円}$ の消費税節税効果も生まれます。

3. 実費精算が不要

旅費規程をしっかりと整備すれば、実費精算を求められないため、実際にかかった費用と規定で支給された金額との差額を経営者の自由に使える資金として手元に残すことができます。これは、例えば出張手当の金額を会社の規定で決定し、その実際の使用額が少なくて差額を自分の手取りにすることが可能です。

4. 税金や社会保険料の負担がゼロ

「旅費」として支給される金額は、給与と異なり所得税や住民税、さらには社会保険料の対象外となります。つまり、税金や社会保険料の負担がかからないことで、収入がそのまま手取りとして増加します。例えば、100万円の旅費が支給されれば、その金額全額が税金なしで社長のポケットに入ることになります。

5. 法人税と消費税の二重の節税効果

会社にとって、「旅費」が経費として計上されることで法人税の課税対象が減少し、法人税の軽減につながります。また、消費税課税事業者の場合は、旅費が消費税の課税仕入れとして認められるため、支払う消費税の額も減少します。これにより、会社全体での税負担が軽減されると同時に、経営者の手取りを最大限に増やすことができます。

このように、出張旅費規程を適切に活用することで、経営者は大幅に手取りを増やすことができると同時に、会社の税負担も軽減されるため、企業全体の財務戦略としても非常に効果的です。規程の作成や見直しを行い、最大のメリットを引き出す体制を整えていきましょう。

④出張旅費規程を活用して、将来の手取りを増やすことを希望しますか？

希望する

希望しない

出張旅費規程を活用して、将来の手取りを増やすことは、非常に効果的な方法です。出張旅費の支給は、非課税で会社から受け取ることが可能なため、個人の税負担を軽減しながら手取りを増やすことができます。私たちは、貴社の出張旅費規程の見直しや最適化をサポートいたします。

【6】法個人の手取りを高めるための施策(借り上げ社宅の活用)

借り上げ社宅とは、会社が従業員のために借りた住宅を提供し、その家賃の一部または全額を会社が負担する制度です。この制度を活用することで、従業員は個人で負担する家賃を大幅に軽減でき、会社が負担する家賃のうち一定額までは非課税となるため、税負担が抑えられます。特に、役員や従業員にとって、手取りを増やす効果的な手段として利用されています。

借り上げ社宅制度を活用することは、経営者や従業員の手取りを増やし、企業全体の税負担を軽減するための非常に有効な手段です。以下に、借り上げ社宅の具体的な仕組みとそのメリットを解説いたします。

1. 借り上げ社宅の仕組み

借り上げ社宅とは、会社が従業員や経営者のために借りた住宅(賃貸物件)を提供し、その家賃の一部または全額を会社が負担する制度です。経営者や従業員は、会社の支援により個人の家賃負担が大幅に軽減され、住居費が削減されることで手取り額が増加します。

2. 経営者・従業員にとってのメリット

借り上げ社宅の最大のメリットは、非課税枠を活用して個人の手取りを増やすことです。会社が負担する家賃のうち、一定額は税務上の給与所得扱いとはならず、所得税や住民税、さらには社会保険料の対象外となるため、個人の税負担が軽減されます。例えば、経営者が通常家賃30万円の住宅に住んでいる場合、会社が25万円を負担し、本人が5万円を負担する形にすれば、個人の負担額が大幅に抑えられます。また、会社が負担した家賃の大部分は非課税であり、手取りが実質的に増加します。

3. 会社にとってのメリット

会社が負担する借り上げ社宅の費用は、全額経費として計上することができます。これにより、会社の法人税の課税所得を圧縮することができ、税負担を軽減します。また、借り上げ社宅費用は消費税の課税仕入れとして扱われるため、消費税額の軽減効果も得られます。例えば、年間360万円(30万円×12ヶ月)の家賃を会社が負担した場合、その全額が経費として処理され、法人税の減少に寄与します。

4. 税務上の取り扱いと非課税額の設定

借り上げ社宅に関する税務上のルールでは、社宅の賃料の一部が給与所得とみなされないため、非課税で受け取ることができます。税務上、非課税となる家賃の基準は、物件の規模や賃料、従業員の負担額に応じて異なりますが、合理的な範囲内で設定された家賃であれば、ほとんどのケースで非課税となります。経営者や役員に対する借り上げ社宅は、適正家賃を基準に設定することで、非課税枠を最大限活用できます。

5. 実質的な手取り増加

借り上げ社宅制度を導入することで、経営者や従業員は個人で負担する家賃額を抑えつつ、税負担のない形で住居を提供されるため、実質的な手取りが増加します。さらに、住宅手当を給与として受け取るよりも、借り上げ社宅を利用する方が社会保険料の負担も軽減され、手取りをさらに増やすことができます。

⑤借り上げ社宅を活用して、将来の手取りを増やすことを希望しますか？

希望する

希望しない

借り上げ社宅を活用することで、将来の手取りを増やすことができます。借り上げ社宅制度を利用すれば、会社負担での家賃支払いが可能となり、個人の住宅費負担を大幅に軽減できます。私たちは、貴社の借り上げ社宅制度の設計や最適化をサポートし、制度をうまく活用することで、住居費を削減し、経営者や従業員の将来の手取りを増やすお手伝いをいたします。

【備考】借り上げ社宅の適正家賃に関する考え方

1. 適正な家賃負担を設定する必要性

借り上げ社宅を提供する場合、会社は役員や従業員から家賃を一定額以上受け取る必要があります。無償で提供したり、極端に低い家賃しか受け取っていないと、家賃相当額を現物給与とみなされ、給与として課税される可能性があります。

2. 賃貸料相当額と課税のルール

国税庁は、「従業員が借り上げ社宅に住む場合、賃貸料相当額の50%以上を従業員が負担していれば給与として課税しない」と定めています。つまり、賃貸料相当額の50%を超える家賃を負担する限り、給与課税は発生しません。

例えば、賃貸料相当額が3万円の場合、従業員が負担すべき最低額は1万5000円です。これ以下の額しか負担していない場合、差額が給与として課税されます。

3. 賃貸料相当額の算出方法

賃貸料相当額は、契約上の家賃とは異なる計算式で算出されます。以下の3つの項目の合計が賃貸料相当額となります。

固定資産税の課税標準額 × 0.2%

12円 × 建物の総床面積(m²) ÷ 3.3

固定資産税の課税標準額 × 0.22%(敷地の部分)

この金額を基に、従業員負担額を設定することが必要です。

4. 社員負担が賃貸料相当額の50%を下回る場合

もし社員が賃貸料相当額の50%未満の家賃を負担している場合、負担額との差額が給与所得として課税されます。これにより、従業員にかかる税負担が増えるため注意が必要です。

5. 消費税の取り扱い

借り上げ社宅の家賃は、原則として消費税の非課税対象となります。ただし、居住用であることが条件となるため、賃貸契約時には必ず「居住用」として契約することが重要です。

6. 賃貸料相当額が低い場合のメリット

賃貸料相当額は、契約上の家賃よりも低くなることが多いため、賃貸料相当額を基に従業員の負担額を設定すると、従業員負担額が低く抑えられる場合があります。これにより、従業員にとっては税負担が軽減され、会社にとっても受取家賃として計上する分が減り、節税効果が期待できます。

7. 固定資産税の課税標準額の確認方法

賃貸料相当額を算出するためには、建物や敷地の「固定資産税の課税標準額」が必要です。この情報は「固定資産税の課税明細書」「固定資産課税台帳」「固定資産評価証明書」などで確認することができます。不動産仲介業者や物件の所有者、自治体の役所などに問い合わせることで確認できます。

8. 無償で家賃を提供しても課税されないケース

業務上の都合で、勤務場所に近い場所に住むことが必要な場合には、無償で社宅を提供しても給与課税されないケースがあります。これには、特定の業種(例:看護師、守衛、宿泊施設の住み込みスタッフなど)が該当します。

このように、適正な家賃負担を設定し、賃貸料相当額を基に従業員負担額を決めることで、税務上のリスクを回避し、節税効果を得ることができます。

【7】従業員の金融教育について

従業員の金融教育は、企業全体の成長と従業員の幸福度向上に欠かせない取り組みです。金融知識を持つことで、従業員は自身の財務状況を適切に管理し、将来に向けた資産形成やリスク対策をより効果的に行えるようになります。金融教育を通じて、従業員は貯蓄、投資、保険、ローン管理など、日常生活に直結するお金の知識を習得し、経済的な安定を図ることができます。また、個人の財務管理が向上することで、職場におけるストレスの軽減や生産性の向上にもつながります。

従業員への金融教育の必要性

従業員への金融教育は、老後資金への不安を解消し、将来の資産形成をサポートするために重要です。特に、安定志向の強い若年層は将来への不安を抱えやすく、資産形成を早期に始めることでその不安を軽減できます。しかし、金融リテラシー調査2022年によると、学校や職場で金融教育を受けた人はわずか7.1%に過ぎません。金融教育を行うことで、従業員は貯蓄や投資を活用して資産を形成し、待遇への不満を減らす効果があります。また、金融教育は従業員エンゲージメントの向上にもつながり、企業への愛着やモチベーションを高め、定着率の向上に寄与します。新入社員には、給与明細を起点に金融教育を行うことで、給与の使い道を考える機会を提供し、長期的な資産形成を促進できます。福利厚生の一環として金融教育を導入することで、従業員と企業双方に多くのメリットがもたらされます。

御社に提供できること

①基礎金融講座

貯蓄、投資、保険、ローン管理などの基本的な金融知識を学ぶ講義。

従業員が自分の財務状況を理解し、適切に管理する力を養います。

個別相談セッション

②従業員一人ひとりの具体的な財務課題に対応するための個別相談を実施。

住宅ローン、投資戦略、家計管理、リタイアメントプランなどに関する専門的なアドバイスを提供します。

③定期セミナーやワークショップ

年数回、資産形成や節税対策、老後資金の計画など、ライフステージに合わせた実務的なテーマに関するセミナーを開催。ワークショップ形式で、実際の事例に基づいた実践的な知識を提供します。

④ライフステージに応じたサポート

新入社員向けの金融基礎講座、子育て世代向けの教育費用対策、定年に向けたリタイアメントプランなど、各ステージに合ったプログラムを開催。

⑤定期的なフィードバックと改善

プログラム終了後に従業員からフィードバックを収集し、経営者の方に共有致します。

⑥従業員の金融教育を希望しますか？

希望する

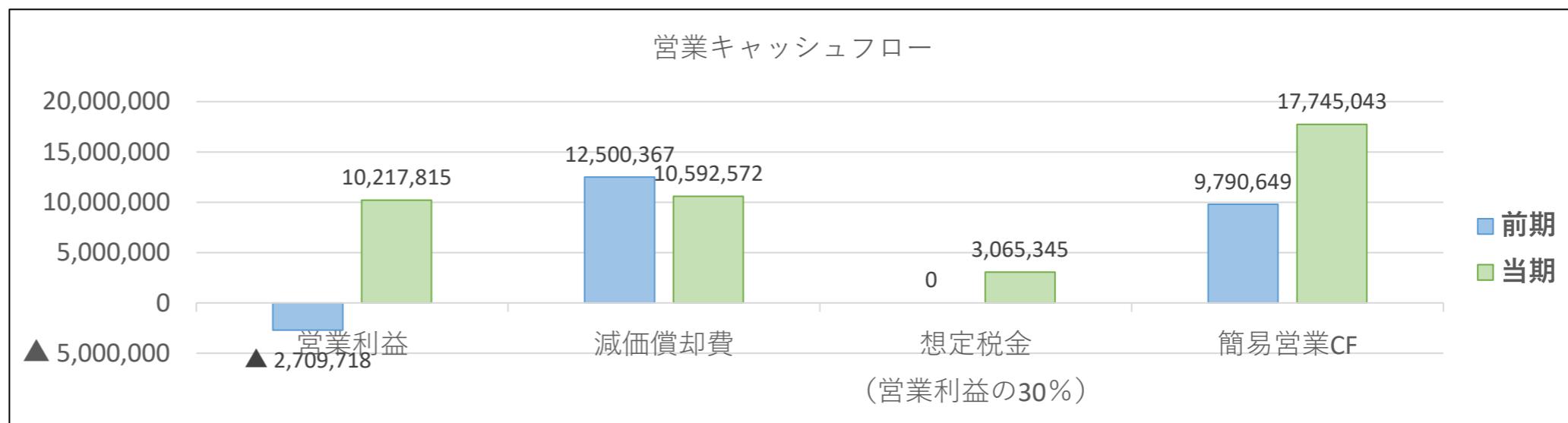
希望しない

金融教育は、従業員一人ひとりが自分の財産・収支状況を適切に管理し、将来の資産形成やリスクに備える力を養うための重要な取り組みです。私たちは、貯蓄、投資、保険、ローン管理、リタイアメントプランなど、日常生活に直結するテーマを扱うプログラムを提供いたします。ご希望に応じて、個別相談や定期セミナーなど、様々な形でサポートいたします。

【8】キャッシュフローについて

(1) 営業キャッシュフローの構成

営業CF構成	前期	当期
営業利益	▲ 2,709,718	10,217,815
減価償却費	12,500,367	10,592,572
想定税金 (営業利益の30%)	0	3,065,345
簡易営業CF	9,790,649	17,745,043



(2) 固定負債(償還債務)と実態償還債務の関係性

償還債務構成	前期	当期	運転資金構成	前期	当期
Ⓐ固定負債+要返済 短期借入	118,371,650	99,108,693	ⓐ売上債権	26,867,543	26,875,086
Ⓑ現預金から3か月分の販 管費を控除	0	0	ⓑ棚卸資産	6,543,210	9,876,251
Ⓒ所要運転資金Ⓐ+Ⓑ-Ⓒ	21,543,210	23,029,466	Ⓒ仕入債務	11,867,543	13,721,871
Ⓒ実態償還債務Ⓐ-Ⓑ-Ⓒ	96,828,440	76,079,227			

(3) 偿還年数の変化による年間返済額と営業CFの比較

償還年数	3年	5年	10年	15年	営業CF実績	実態債務 償還年数
年間返済額	25,359,742	15,215,845	7,607,923	5,071,948	17,745,043	4.3年

(4) 保険料の原資について

資産計上処理をされる保険に加入される場合はフリーキャッシュフローの範囲内で支払える保険に加入する事が必要です。フリーキャッシュフローとは会社が営業活動で得た現金から、借入金の返済や設備投資などの必要な支出を差し引いた後に、自由に使える現金を指します。ただし既に資産計上される保険に加入されている場合は、その分の金額を差し引きして考える必要があります。下記で計算される【年間保険料原資上限】の範囲内で生命保険を検討しましょう。

キャッシュフローに対する所見		
実態償還債務年数が10年を下回っているので、キャッシュフローは問題ありません。		

フリーキャッシュフロー構成	前期	当期
営業キャッシュフロー	9,790,649	17,745,043
年間借入返済額(10年)	9,682,844	7,607,923
フリーキャッシュフロー	107,805	10,137,120

→

年間保険料原資について	
2期平均フリーキャッシュフロー	5,122,462
既存年間保険料 (資産計上される金額)	
年間保険料原資上限 (資産計上分)	5,122,462